

許可番号 02111026469

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡安八町東結1092番地の1

氏 名 株式会社名晃

代表取締役 下別府 正樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを
証する。

岐阜県西濃県事務所長 西 哲也



許可の年月日 令和2年3月9日

許可の有効年月日 令和7年2月19日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

汚泥

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

動植物性残さ

以上 2種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は 保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(1) 所在地

安八郡輪之内町四郷字上ノ切1011-1 他1筆

(2) 保管面積

86.85m²

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(4) 保管上限

131.82m³

(5) 高さ

3.00m

許可番号 02111026469

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和 60 年 3月 26 日 産業廃棄物処理業許可 (新規)
平成 元年 2月 20 日 産業廃棄物処理業許可 (切替)
平成 2年 11月 27 日 産業廃棄物処理業許可 (変更)
平成 7年 2月 20 日 産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
平成 7年 7月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)
平成 8年 3月 28 日 産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)
平成 9年 8月 1日 産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)
平成 12年 2月 20 日 産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
平成 13年 2月 19 日 産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)
平成 16年 8月 19 日 産業廃棄物収集運搬業許可 (変更)
平成 17年 2月 20 日 産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
平成 18年 2月 20 日 産業廃棄物収集運搬業変更届 (書換)
平成 18年 5月 16 日 産業廃棄物収集運搬業変更届 (書換)
平成 19年 1月 9日 産業廃棄物収集運搬業変更届 (書換)
平成 22年 2月 20 日 産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
平成 27年 2月 20 日 産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
令和 2年 3月 9日 産業廃棄物収集運搬業許可 (更新)
令和 6年 6月 6日 産業廃棄物収集運搬業変更届 (書換)

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無